

農地法第4条・第5条の農地転用申請に必要な添付書類（営農型太陽光発電設備）

（申請書 1部 添付書類 1部）

【最初に】

- ・申請書の上部に、必ず捨印を押印してください。
- ・有資格者（行政書士等）に申請を委任した場合は、必ず委任状を添付してください。
- ・（※）のついた証明書等については、申請日前3か月以内のものを提出してください。

原則必要な書類

- 土地の登記事項証明書（※） ・ ・ 全部事項証明書に限る
- 公図の写し ・ ・ ・ ・ 申請地及びその周囲の地番・地目・地積・所有者名を記載
- 位置図 ・ ・ ・ ・ 最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示
- 付近状況図 ・ ・ ・ ・ 申請地を中心に半径500メートルの状況を示すこと
- 土地利用計画図 ・ ・ ・ ・ 申請地に建設予定である施設の位置・面積・配置を示すこと
その他付帯施設等についても記載すること
- 必要な資力を証する書面（※） ・ ・ 融資証明、残高証明等 預金通帳の場合は原本確認が必要
- 見積書（※） ・ ・ ・ 転用にかかる経費の根拠となる書類等
- 所有者であることを証する書面（※） ・ ・ ・ ・ 申請者が土地登記簿に記載された所有者と異なる場合
（相続が未登記の場合→相続関係説明図、戸籍謄本等）
（住所が違うとき→住民票等）

次の場合は、以下の書類を上記のほかに提出してください。

◆権利の取得者が法人の場合

- 法人の登記事項証明書（※）又は定款の写し（原本証明のあるもの）

◆譲受人が沼田市外在住の場合

- 住民票の抄本（※）

◆転用目的が営農型太陽光発電設備に係る一時転用の場合

（FIT認定を必要とするもの）

- 経済産業省の事業計画認定通知書の写し

（FIT認定を必要としないもの）

- 電力売電契約書の写し
 - 小売電気事業者を営もうとする者の登録通知
 - 送配電事業者との接続契約書の写し
- 自己託送制度を利用する場合を除く

- 一般送配電事業者からの「託送供給の承諾のお知らせ」（自己託送制度を利用する場合添付）
- 事業スキームの説明資料

（その他必要な書類）

- 営農型発電設備の設計図
- 下部の農地における営農計画書
- 下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類

（次のいずれかの資料）

- ① 沼田市内において栽培する農作物の収量及び品質に関するデータ
（例：試験研究機関による調査結果等）
- ② 必要な知見を有する者（例：普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書
- ③ 先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例
（沼田市内において行われているものに限る。）

※沼田市において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合、必要な知見を有する者の意見書に加え、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

- (1) 申請者自ら又は第三者に委託して沼田市内で試験的に実施した栽培の実績
- (2) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由書

（次ページも併せて確認してください。）

- 営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面
 - ・・・営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合
- 農地法第3条許可申請書 ・・・設置者が下部農地での営農者以外の場合(区分地上権設定のため)

◆その他の場合

- 所有者の同意を証する書面 ・・・所有権以外の権限に基づいて申請する場合
- 耕作者等の同意を証する書面 ・・・申請地に転用行為の妨げになる権利が設定されている場合(地上権・永小作権・賃貸借権等)
- 他法令の許可があったことを証する書面 ・・・申請に関して他法令の許可が必要な場合
- 給水証明 ・・・簡易水道給水区域の場合
- 土地改良区の意見書(※) ・・・申請地が土地改良区域内の場合
- 水利権者その他関係権利の同意書 ・・・取水または排水につき同意を要する場合
- 農地復元計画書 ・・・一時転用の場合
- 平面図・縦断図・横断図 ・・・一時転用による埋立・盛土の場合
- その他参考となるべき資料 ・・・農業委員会、知事が必要と認めて提出を求めた場合

【備考】

(※) のついた証明書等については、申請日前3か月以内のものを提出してください。

ご不明な点については、沼田市農業委員会事務局までお問合せください
TEL 0278-23-2111